

神川彦松の外交評論

——均勢主義と国際主義——

中村 慶彦
(玉井研究会4年)

- I 序
- II 国際協調時代
 - 1 序説
 - 2 対外認識形成過程
 - 3 不戦条約
 - 4 倫敦条約
 - 5 小括
- III 十字路頭の日本外交
 - 1 序説
 - 2 満洲委任統治論
 - 3 連盟脱退反対論
 - 4 極東連盟設立論
 - 5 小括
- IV 結語

I 序

神川彦松は日本に於ける国際政治学の開拓者である。外交評論家岡崎久彦氏は神川を次のように評する。「戦前日本外交の盲点は神川の意見が採用されなかったことであり、戦後日本外交の盲点は神川が忘れられたことである。」¹⁾と。近代日本の外交史、或は近代国際政治史の研究において、神川彦松は当該研究分野の

開拓者として欠かせないが、現代における彼への認知度は高いとは言えない²⁾。

本稿は戦前期に於ける神川の時事評論を中心に、彼が国際政治学の見地から捉えた当時の国際情勢を明らかにすることを目的としている。国際政治学に立つ神川の視座は、複数国家間の権力闘争に対する分析であり、その視座は相対的な国家関係を主眼に置いたものである。この前提を踏まえたとき、神川の評論が常に日本の認識する国際社会だけでなく、諸外国が認識する、若しくは、認識するであろう国際社会を理解しようとする試みであったということが明瞭になる。

神川彦松 (1889-1988) は伊勢神宮に程近い三重県度会郡田丸町の農家奥山家に四男として生を受けた。神川姓になるのは13歳の時に、神川享吉の養子に入ったためである。神川少年は田丸尋常小学校から田丸高等小学校、三重県第四中学校 (現在、宇治山田高等学校) と進学していく³⁾。この間の神川は神童と称されて申し分の無い成績を取めている。彼の第四中学在学時の平均点は98点であり、第一高等学校第一部英法科に主席で及第している⁴⁾。大秀才と言えるであろう。当時の同窓生は神川少年を「非常な勉強家でその道を歩く時でも学校の休み時間でも書物やノートから目をはなしたことはなかった⁵⁾と述懐している通り、相当の努力の人であったようである。

神川は高等学校進学後、東京大学法学部入学、卒業、その後、東京大学法科大学院に特選給費学生として進学した。大学院時代には国際法学者立作太郎教授の下で外交史を学び、後に彼が構想する「国際政治学」の素地を養うことになる⁶⁾。神川が大学から大学院に在籍した時期は、第一次世界大戦中、国際法が注目され始めた時期であり、神川が国際政治学を創学せんとした志に少なからず影響を与えたのである⁷⁾。

神川は大学院卒業後に大学に助教授として残り、本格的に研究活動に勤むことになるが、程なくして、海外留学の機会を得る。この留学を経て益々国際政治学が必要であるとの認識を強めたのであった。帰朝後、東大で外交史講座の教鞭を執る一方、国際政治学創設に尽力し、学位論文になる『国際聯盟政策論』⁸⁾を書き上げたのである。以後、神川は学会と論壇に於いて、時代の知識人として闊達な評論を行い、国際法学者稲原勝治、軍事評論家伊藤正徳等と並び称される碩学として知られるまでになった⁹⁾。

戦後、神川は一時公職追放に遭いながらも、活発に執筆活動を続け、イタリア戦争からベルサイユ条約までを描いた『近代国際政治史』¹⁰⁾を書き上げた。同著は2000頁に上る大著であり、その著作は後注だけで300頁を超え、参考資料は、

英語はもとより、ドイツ語、フランス語、イタリア語、更にはラテン語に及んでいる¹¹⁾。これが、公職追放時、紙すら十分でない時期に書かれたというのは驚異の一言に尽きる。その知識量、構想力は卓越しており、古今比類なき書であるとしても、決して筆者の過言ではないだろう。

先行研究に於いては、神川は国際協調主義者の一人として分析されているが、彼の評論の本質を明らかにするには十分であるとは言えない¹²⁾。蓋し、国際協調主義は国際政治学に於ける一つの考え方ではあるが、全部の考え方ではなく、国際協調主義を以て神川を理解しようとする行為は神川の一部を理解するには有用であるが、神川のその他の部分を捨象する愚を犯しかねないからである。実際、本稿で検討するように神川の論評は必ずしも国際協調主義の立場に立脚したのではなく、満州事変以降に於いては寧ろ国際協調主義と一線を画す論評を行っているのである。

次に、考察期間であるが、神川彦松が初めて論壇に登場するは大正四年(1915)の『外交時報』に於いてである。併し、この時点での彼の役割は主に国際情勢に関する重要文書を邦訳するというものであり、彼自身の論評、特に日本に関する論評は稀である。従って、本稿に於いては考察期間を彼が留学帰朝後本格的に評論活動を開始する昭和元年(1925)以後に設定することを妥当と考える。そして、本稿に於いては、神川の論調の変化を汲み取れる満洲事変とその直後までを分析期間に定める。時期にして昭和元年から昭和8年の約8年間が分析期間に当たる。因みに、当該期間の知識人、その多くが大正デモクラシーの雰囲気の中かで成長した知識人、の論調には二つの特徴がある¹³⁾。第一はベルサイユ体制への信奉、第二はその挫折と悔恨、それに基づく大陸政策への傾倒である。後に見るように、神川もまたこの流れのなかにいた一人の人間であることを指摘しておく。

以下、本稿の構成について略述する。

第一章に於いては、神川彦松の対外認識形成過程から、1920年代の国際協調時代の評論を扱い、第二章に於いては満洲事変を主とし、その後の外交評論を検討する。尚、神川は自己の外交評論を「自分の知識や理論の正否や効用を検証¹⁴⁾」するものと位置づけており、やや婉曲な表現を好むきらいがあることはここで指摘しておく。資料の引用は固有名詞を除き、旧漢字体は新字体に直し、仮名については引用資料に基づき、そのまま引用することとした。

II 国際協調時代

1 序説

神川は大正七年（1918）と大正九年（1920）の二度に亘り、併せて三年間、英米仏独瑞五カ国に外交史研究の為に留学を行っている。この間、歐洲に於いてはベルサイユ會議が開かれており、彼は所謂ウィルソンに象徴される新外交を目の当たりにし、アベ・サン・ピエールの平和思想やカントの『永遠平和のために』に強く影響を受けたのである。神川はこの経験により、理想主義的な国際協調論を展開する論客として、論壇に登場するのである¹⁵⁾。本章の目的は、神川の対外認識の源泉を明らかにし、その視座に基づき、如何なる論説を展開したかを明らかにする。その際、不戦条約と倫敦海軍軍縮条約をに注目して考察を加えていきたい。

2 対外認識形成過程

1920年代に於ける神川の外交評論の特徴はその国際主義的傾向にある。かかる傾向は二度の留学の経験によって培われたものであるが、後述するように、この国際主義的姿勢の源泉は進歩史観に基づいており、これが神川の対外認識を理解する上ではより重要な問題になる。本節の目的はかかる問題を解明すべく国際政治学形成から、彼の対外認識の根底を明らかにすることにある。

1900年初頭は国際政治学が勃興した時期であり、神川は日本に於けるその先駆者であった。当時、国際政治学を志した派には三つあり、第一は外交史、第二は国際法、第三は政治学であった¹⁶⁾。神川は国際法学者の権威である立作太郎に師事し外交史を学んでいたため、外交史と国際法の間中に位置する人間であったのである。それ故に、神川の国際政治に対する視座は二つの軸を有するに至ったのである。第一が外交史の経験則から導き出された均勢主義の概念であり、第二が国際法の観念を基盤する国際主義の概念である。

第一の均勢主義は歴史的経験則であると言える。神川は均勢主義を「国際間に於ける或る一国が勢力を増大して他国に優越的な地位を占め他国の独立及び保全を脅威せんとするに至る時は、数国家が連合して反対の力を作り以て両者の勢力を平衡せしめ平和の破壊を防止せんとするの現象」¹⁷⁾と定義している。また、神川は均勢主義を国際政治社会に於ける原則であるだけでなく「人類社会のあると

ころ均勢の現象あり、人類歴史の進行する所常に均勢の作用行わる、均勢の原則はこの点に於いて歴史上の法則である」¹⁸⁾と喝破している。従って、「自然状態に於て行わる、力と力との対抗に於て平均を求め所謂勢力の均衡によりて平和を確保せんとするに至るは自然である」¹⁹⁾という認識を導くのである。つまり、神川にとって均勢主義は秩序構造のなかで、最も原始的な概念であったと言える。

然るに、神川は勢力均衡論を賛美した訳ではなく、寧ろこれを嫌悪している²⁰⁾。神川にとって均勢主義、また、そこから類推される勢力均衡は近代以前の国際社会が「自然状態」であるときに有用であるが、国際連盟が発足した現在に於いて政策としての勢力均衡を論ずるのは寧ろ「幼稚なるもの」²¹⁾であり嫌悪すべきものであった。蓋し、勢力均衡は如何なる場合に均衡しているかという点が頗る不透明であり、均勢の要求は自国優越の要求に墮すと考えたからである。神川は「均勢は、国際社会の秩序として物質的にのみ依頼するものであって、人間の理性を信頼せざるものである。²²⁾」と断じ、国際連盟以後国際秩序は国際連盟を中心としなければならず、諸国家の均勢政策を批判したのであった。従って、神川の対外認識は国際主義をより重要な概念として捉えるのである。

第二の国際主義は一般にウィルソン主義と解され、故に、カントの平和思想に根を持つものであると考えられる。神川は兩人の政治思想の顕著な特徴は「政治と道徳の一致の確信」²³⁾であると述べている。近代に於ける政治観は所謂マキャヴェリズムを是とするものであり、利益は道徳に優先するとする思想であった²⁴⁾。併し、神川は国際連盟の建設に至り、人間社会は遂に「政治と道徳とは根本原理に於いて相一致すべき」時代が到来したと確信したのである。

つまり、彼の国際平和の確信に対する論証は至って理想主義的であったのである。神川は「国内に於いては個人が個人を殺す行為は重大犯罪であるにも拘わらず、国際間に於て行わるる大量的殺人は啻に犯罪でないのみならず、光栄であり、勲功であるとせらるる如き一大矛盾は徹底的に排除せられなければならない」²⁵⁾とし、「文明世界に於て人間が二つの全く異なる道徳法〔国内法とマキャベリズム〕の下に生活して居るといふ事は最も驚く可き時代錯誤の現象」²⁶⁾と断じている。然るに、後に神川自身が認めるように、国際連盟には物理的な強制力が規定されておらず、理性に力点を置き過ぎているとの批判を免れ得ない。このような政治と道徳の一致から国内法と国際秩序の一致を求める主張の源泉には国際法の影響が強く出ている。

神川のかかる理想主義的見姿勢の背景には、ヘーゲルによって提唱された弁証法的進歩史観の影響もある²⁷⁾。弁証法的進歩史観とは、歴史を人間社会がある最終形態に向けて発展する過程であると看做す考え方であり、神川は人類の最終形態を世界共和国と捉え、時代をその過程として捉えていたのである²⁸⁾。

神川は国際社会を三種類七様態に分類し、国際秩序の発展を説明する²⁹⁾。第一種は国家間に何等秩序が存在せず、純粋な「自然状態」であり、かかる状態に於いては、完全なる無秩序な様態と勢力均衡による秩序を有する自然状態の二様態が存在する。第二種は、国家がその独立を維持しながらも、国家間に於いて一定の継続的關係または結合が存在し国際平和が維持される状態。かかる状態に於いては、国際協調を目的とした国際団体、更に国際機関を有する国際組合、最終的には国際法基盤の存する国際連盟の順により、国際協調がより強化される三様態が存在する。第三種は、世界国家である。かかる状態に於いては、軍事力によって実現する世界帝国、自由の合意によって実現する世界連邦国世界共和国の二様態が存在する³⁰⁾。神川の分類は第一種が軍事力によって秩序が定義される時代であり、第二種は理性による時代であり、第三種は国家が一つしかない故に、必然的に戦争が不可能な時代である。

神川は、国際社会は自然状態の均勢主義の時代から紆余曲折を経て、国際連盟を中心とする国際主義の時代に至り、遂には世界国家を目標とし進歩発展していると考えていたのである。故に、国際連盟に到達した時代に於ける均勢主義は時代遅れのものであり、国際主義にその道を譲らなければならぬは当然である、という結論を導くのである。つまり、神川の対外認識はかかる進歩史観に裏打ちされた教義的側面を有するものであった。

このようなヘーゲル哲学の影響は神川に特異な傾向ではない。東京帝国大学外交史講座の神川の前任者であった吉野作造がその先駆者であった³¹⁾。ヘーゲル弁証法は、経験的実在を志向する吉野にとって、歴史を研究する確たる意味となったのである。即ち、吉野は経験的認識の追求が弁証法的発展を経て、超経験的認識、つまりは、歴史の進歩を看取することを可能にすると考えたのである³²⁾。つまり、神川の国際主義は西洋で流行したウィルソンの価値観と日本に於ける進歩史観の登場との複合的産物であったのである。

以上が、神川の国際政治学に於ける骨子の外観である。神川は近代的国際秩序の原型は勢力均衡であると看做し、国際社会の正序問題として勢力均衡は有用であるが、国際連盟の時代に至っては、その政策は勢力均衡から国際協調政策へと

取って代わらなければならない、と論じたのである。故に、神川の国際協調政策と国際連盟は不可分であり、後に見るように、国際連盟の実効性の乏しさが露になるに従い、勢力均衡の視点からの外交評論を行うようになるのである。以下、1920年代後半に於ける神川の外交評論を検討し、その国際協調主義的立場を明らかにする。

3 不戦条約

本節の目的は神川の不戦条約に対する批判を検討することである。昭和三年(1928)に締結された不戦条約は国際協調時代の頂点を象徴する条約であった。当該条約は原則として国家間戦争を禁止することを目的とし、仏外相ブリアンと米國務長官ケロッグとの交渉の中で生まれ、後に、列強諸国に参加を呼びかける形で締結されたものである。当初不戦条約を提唱したのはブリアンであり、彼が意図したのは、実際に日の目を見た不戦条約ではなく、米国との二国間で締結される永久平和条約であった³³⁾。尤も、余人が指摘するように、平和は崩壊されんとする時に叫ばれるものであり、不戦条約の登場は国際協調時代、つまりは、ベルサイユ体制の限界が露呈し始めたまさにその時に登場したのである³⁴⁾。

神川は不戦条約成立の背景を次のように説明している。

フランスが不戦条約を提案した理由は大別して三つの理由がある。第一に、フランスは既に、欧州内においてロカルノ条約、国際連盟規約という二重の保障により平和を規定しており、米国との二国間条約を結ぶことでその平和を確固たるものにしたという思惑があった。第二に、フランスは戦時債務問題と華盛頓(ワシントン)会議不参加により米国との関係が沈滞しており、その改善を図った³⁵⁾。第三に、フランスは復活しつつあるドイツの脅威を感じており、この保障を米国に求めた。このようなフランスの内情により要請され提案されたのが不戦条約であった。

然るに、米国には当初フランス提案を引き受ける積極的理由は存在しなかったために、かかる提案を等閑に付したのであるが、昭和三年になると、米国に於いて上記提案を引き受けるべき理由が浮上してくる。第一は、同年に控えた大統領選挙に於いて不戦条約が支持率上昇要因になるという思惑であり、第二は、既存のカナダ、フランスとの仲裁条約が同年を以て失効するに伴い、何れにせよ、新たな条約を必要としたことであり、第三は、ハーデン大統領が提唱するように、米国不在の国際連盟を、米国が主導する国際連合に繋げていこうとする思惑が

あったのである³⁶⁾。

以上の理由により、米国はブリアン提案を受け、不戦条約に本腰を入れるようになったと神川は分析している。尤も、米国とフランスの間には国益上隔たりがあり、フランスが実効性の高い二国間条約を望んだのに対して、米国はより理想的な多国間による普遍的な条約を望んだため、徐々にフランスは消極的な態度へと変化していくのである。畢竟、国際政治は国家の力関係によって規定されるのであり、不戦条約は「締結国は、国際紛争の為戦争に訴うることを非とし、且其の相互関係に於て国家の政策の手段としての戦争を放棄することを其の人民の名に於て厳粛に宣言する」との条文で知られるような、米国主導の普遍的な多国間条約という形で締結されるに至ったのである³⁷⁾。

神川はかかる条約に対し、「之に反対する大なる政治的理由を発見するを得ざる」³⁸⁾との理由で、「米国の企図に対して満腔の熱誠を以て歓迎する」³⁹⁾との立場を示した。尤も、その支持した理由からも明らかなように、必ずしも、不戦条約全般を手放しに礼賛したわけではなく、不戦条約の実効性の乏しさを根拠に批判を展開している。

神川は不戦条約のような「絶対戦争禁止の原則、徹底平和主義の実現のためには唯単に一切の国際紛争を平和的手段によりてのみ解決すべしとの公理を掲ぐるのみを以てしては、到底其の目的を達成し得ざるは言を俟たない」⁴⁰⁾と述べ、その実現のためには以下の三つの条件が必要であるとの見解を示している。第一に、一切の国際紛争の法的解決のための完全なる国際法律の制定、第二に、国際紛争解決のための国際機関の設立、第三に、上記法律違反者に対する制裁執行機関の設立である⁴¹⁾。現状の不戦条約はこれ等の条件を欠落しており、条約が有効なものになりうるかについて疑義的な視点に立ったのである。かかる視点に立つ神川は不戦条約がその理念を増進するのに有効であるというよりも、寧ろ、条約内容自体は国際連盟規約ロカルノ条約から退歩しているため、有用なものではないと論じたのである⁴²⁾。

また、神川は不戦条約に於いて、各国が留保した不戦条約の例外条項をも強く批判している。不戦条約は、自衛戦争、モンロー主義、条約の失効を条約の域外に置いたため、実効性を乏しくするばかりか、戦争を正当化する根拠になると危惧したのであった⁴³⁾。自衛戦争は今日でも認められるとおり、国家の自存自衛の権利として認められることに問題はないが、二つ目のモンロー主義と三つ目の条約の失効は、この存在自体が不戦条約を形骸化させていると、強く反駁したの

である。モンロー主義による条約適用外とは、具体的には、米国の南北アメリカ大陸における優先権を確定したものであり、このような留保は英国などその他列強においても同様に主張された。つまり、英米列強は一方で絶対戦争禁止を謳っておきながら、他方で、自国の勢力圏内に於ける戦争はその限りではなく、平和的手段による解決に拘束されないとしたのである。また、三つの目の例外である条約の失効とは、他の国際条約、つまりは、国際連盟規約やロカルノ条約、その他仲裁裁判条約に締結国が違反した場合、不戦条約は同時に失効するとしたのである⁴⁴⁾。従って、ある一国が戦争行為を開始した時点で、不戦条約が失効することを意味し、然らば、全く無意味なものであると批判したのである。実際、ケロック國務長官は上院外交委員会において「パリ不戦条約は平和が保たれている限りにおいて平和を保つであらう。」⁴⁵⁾と同語反復的な発言をしており、不戦条約を「絶対的戦争禁止」という概念で履行する気はなく、この点の神川の指摘は正鵠を射っていたのである。

当該期の英米の姿勢について多くの知識人は総じて批判的な姿勢を採っていた⁴⁶⁾。例えば、稻原勝治は「除外例の内、最も不都合なのは、何と云ってもモンロー主義なるものである」⁴⁷⁾と論じ、モンロー主義と不戦条約の原則上、精神上の不一致を批判している。この間、英米のかかる姿勢を擁護したのは国際協調主義者として名を馳せていた田川大吉朗など極少数派であり⁴⁸⁾、神川の論調は主流に属したものであったのである。

然るに、当該期の神川は上記のような条件の欠落故に、不戦条約を悲観的に看做すのではなく、条件の欠落を、国際連盟を中心として今後国際社会が取り組むべき問題であると考えたところに特徴を見出すことができる。確かに、不戦条約は米国がその主導権を握ることで、内容が薄められ、条約の内実は虚構に近いものであるが、米国が国際社会に参加しようという試みは歓迎すべきものである⁴⁹⁾。故に、神川は「不戦条約の現在価値は大であると云うことは出来ない」⁵⁰⁾としながらも、「不戦条約の将来の展望は決して悲観するを要せぬ。不戦条約の高く掲ぐる主義精神は〔中略〕千個不磨の大真理」⁵¹⁾であり、其の「未来価値は実に偉大である」⁵²⁾と喝破したのである。

以上のように、不戦条約に対する神川の評論を考察したが、この間の神川の特徴は第一にその国際協調主義的姿勢にある。神川は不戦条約の欺瞞や実効性の乏しさを看破しながら、国際協調の発展に希望を抱き、米国の姿勢を批判しながらも、「熱誠」という強い表現で評価している。後に神川は永遠平和を「『イデー』

であり、究竟、不可実現的な不可達的な理想郷たるにとどまる」⁵³⁾と論じ、その実現不可能性に言及するがこの時点では、寧ろ、その実現可能性を信奉していたのである。無論、その背景に、時代が国際連盟を中心とした国際協調時代であるという認識があったことは言を俟たない。

4 倫敦条約

昭和五年(1930)の倫敦(ロンドン)海軍軍縮条約を巡る論争について、神川彦松は「わが国の世論を国際協調主義から積極冒険主義へと転向させる分水嶺になった」⁵⁴⁾と述懐している。当該期の神川は幣原外交擁護の立場を鮮明にし、尾崎行雄や田川大吉朗、清瀬一郎等と共に「軍縮国民同盟」なる組織を結成し、国際協調政策推進の理論的支柱として活動していた⁵⁵⁾。然るに、時代は松岡洋右等の「満州生命線論」が台頭し始めた時期であり、満洲事変の足音が近づきつつあったのである⁵⁶⁾。本節の目的は倫敦海軍軍縮条約を神川が如何に擁護し、対外積極主義に反駁したかを明らかにすることにある。

倫敦海軍軍縮条約は、昭和五年初頭に先の華盛頓条約において制限の埒外に置かれた巡洋艦以下の補助艦の制限取扱いを定めるために行われた軍縮会議である。日本からは全権若槻禮次郎や主席代表齋藤博が派遣されたが、これは先の華盛頓に於ける会議が軍人中心としたために、会議が難航した経験を踏まえてのことであった⁵⁷⁾。

ここで倫敦会議の内容の事実関係を確認しておく。日本政府及び海軍は倫敦会議に先立って、補助艦総トン数対米七割・大型巡洋艦対米七割・潜水艦77800トンの確保を三大原則とし、之を以て国防上最低限必要な軍事力と定めた。併し、倫敦条約は終局的に、補助艦総トン数対米六割九分五厘七毛、大型巡洋艦対米六割二分二厘、潜水艦については52700トンで締結され、当初の目的は悉く達成出来なかったのである⁵⁸⁾。

上記三原則のなかで議論的となったのは大体に於いて比率問題である。比率問題は、総噸数対米七割を割るものであり、東郷平八郎を中心とする艦隊派に危機感を与えるものであった。無論、彼等の危機感の源泉は米国の海軍力である⁵⁹⁾。

さて、神川の当該条約に対する立場は至って好意的であり、絶賛と言っても過言ではない。神川は「海軍競争は戦争に導き海軍競争の絶滅は平和に達する」⁶⁰⁾のものであり、倫敦海軍軍縮条約は「不戦条約に合し世界平和の確立に対し強力なる実質的基礎を与えたもの」⁶¹⁾であると総評している。神川がこのように指摘す

るのには大きく分けて二つの理由がある。第一は今回定められた比率が「進んで攻めるにはならず退いて守るには足る」の根本原則により規定された点であり、第二は其の精神が不戦条約に合致している点である⁶²⁾。また、着目すべきは、神川が倫敦条約を「斯の如く、補助艦問題に関する従前の三国談判の経過と今日の成果とを比較考量するならば、補助艦の保有量に関する専門の見地に於いても三国中最も大なる成功を博し、其の時と共に遡増する要求を貫徹するに至ったのは第一は我が国であり、第二は米国である」⁶³⁾と述べ、日本にとって大成功であるという立場を示したことである。

また、神川が対米六割九分五厘七毛という比率を好意的に評価した論拠は大きく分けて三つある。第一に、米国は依然として太平洋上にパール・ハーバーを除いて海軍港を保有していない点、第二に、事実上対米比率が七割を上回っている点、第三に、仮に七割を切ったとしても海戦に於いては五割の水準を維持すれば敗北を喫することはない認識である⁶⁴⁾。

然るに、上記の根拠は条約反対派と根本的に認識を相違するものであり、これを以て、反論と為すことは出来なかった。故に、神川は条約反対派に対し、以下の二点を以て批判を試みたのである。

第一に、「若し倫敦条約を排斥する外なしとせば、我国の為したる譲歩が三大原則の精神及び実質を全く破壊し去る程重大であることを証明せねばならない」としたのである。ここで神川が指摘した精神とは、日本が交渉に先立って、自発的に対米七割を主導したことを指している。当該期、条約締結以前の対米補助艦比率は七割を超えており、日本は率先して譲歩し前提を与えていたのである。そして、外交交渉は前提を踏まえた上で、妥協を探るのであるから、前提がある程度削減されるのは当然である。つまり、対米七割を「前提」として交渉に臨んだ精神こそ、三大原則の根本精神であり、もし、これを否というのであれば、対米七割を前提とした自己にこそ責を置くべきである、と一擲を加えたのである。また、もし仮に、前提とされた対米七割という条件自体が不退転の死活条件であったとしても、対米七割は条約の留保事項として事実上認められており⁶⁵⁾、これを非難するには根拠が乏しい。更に、1935年以後には対米七割を割ることは明白であるが、同年にはロンドン並びにワシントン条約の再交渉が明記されており、その場で新たな事案として俎上に挙げればよく、現有の有利な条件を敢えて放棄し、かつ、国際協調政策を抛棄するは愚の骨頂であると断じたのである。

第二は、同条約は長期的に財政負担軽減を促進するものであるという点である。

現有の補助艦総噸数は優に対米七割を超えており、日本はその比率が漸次低下するを待てばよく、新たな補助艦を起工する必要はない。対して、米国は倫敦条約を「Ten Millions Dollar Treaty」と呼ぶことから分かるように、大きな財政負担を背負うのである。確かに、倫敦条約は現有の財政状況を勘案したうえで大きな予算削減に至らないにしても、長期的相対的に見た時、事実上の予算削減になる。従って、倫敦条約は絶対的にも、相対的にも米国に対して財政上有利な位置を占めるに至るのである、と反駁を加えたのである。

以上のように、倫敦条約に対する神川の姿勢は一貫して好意的であり、その反対論を退けている。神川がかかる認識を示した根本的な所以は、不戦条約に於いて精神上の頂点を迎えた大戦後秩序に、「軍縮」という実質的な強制力を加えることへの賛意であったのである。従って、その論調は「不戦」という理念をいかに実現するかという点に集約されている。

然るに、かかる神川の評論は条約反対派への反論になっているとは言い難い。神川が平和のために軍備縮小を唱え、その合理性を主張している時に、反対派は生存のために軍備維持を唱え、その合理性を主張したのである。この溝は一外交事象に対する溝ではなく、国家戦略に於ける認識の溝であり、畢竟埋めがたいものであったのである。

5 小括

以上、本章に於いては、国際協調主義に立つ神川の論評を検討した。

1920年代の神川の特徴は極言すれば、その国際協調主義的立場に求めることができる。第一節で考察したように、それは勢力均衡が実現された後の世界秩序を前提としたものであり、彼の問題意識は現状維持と国際社会の平和的統合であったのである。従って、神川は不戦条約を平和統合への漸次的試みと解し、不合理な点を理解した後に、尚、賛意を示したのである。神川が指摘するように、不戦条約には米国を中心とする列強諸国のモンロー主義適用外という致命的な欠陥を有したものであったが、彼にとって重要であったのは、その事実ではなく、掲揚された理念であった。また、その姿勢から、ロンドン条約を国際秩序に実行力の裏付けを与えるものとして賛意を表したのである。

Ⅲ 十字路頭の日本外交

1 序説

昭和六年（1931）に勃発した満州事変は日本の言論界に大きな衝撃を与えた^{66）}。満州事変が国内世論に与えた衝撃は、多くの新聞雑誌において国際協調論を衰退させ、排外熱を高からしめたのである^{67）}。満州事変の拡大は日本と欧米諸国の間に摩擦を生み、日本を国際社会のなかで孤立させ、国際連盟から脱退させる結果になった。

国内世論が排外主義へと傾斜していくなかで、ベルサイユ条約以来国際協調主義者と目されていた神川彦松は満洲委任統治論^{68）}を展開し、国際連盟脱退以後は極東連盟の設立を主張した。先行研究では、満洲委任統治論は日本を委任統治の受任国とする点などから、法的擬制であると位置づけている^{69）}。然るに、神川の国際政治学者としての立場を勘案すればかかる位置づけは十分とは言えず、また、国際連盟脱退後から極東連盟^{70）}の設立についても十分に言及されていない。従って、本節の目的を以下のように設定したい。第2節において満州事変勃発前の神川の対満洲観を明らかにし、その上で、満洲委任統治論を検討し、第3節において神川の国際連盟脱退反対論^{71）}について言及する。第4節においては、国際連盟脱退後の極東秩序の再編に言及した極東連盟なる国際団体を如何に定義したかを明らかにする。

2 満洲委任統治論

本節では満州事変下での神川の論調を検討するが、その前に当該期の言論界を俯瞰する。

前述した如く、事変発生と同時に国内新聞は排外機運を高め、一斉に満州事変を支持する立場を表明した^{72）}。かかる傾向は自由主義者や無産主義者においても同様であり^{73）}、僅かな例を除いて、満洲国承認に否定的な論者は存在しなかった^{74）}。この点を批判したのが自由主義者として確固たる位置を築いていた吉野作造であり、外交評論家であった清沢淵などであった。吉野は満州事変を自衛の域を超えた帝国主義であると主張し、我々は「渴しても盗泉は飲むな」^{75）}と教えられたではないか、と批判を加えたのである。もっとも、その吉野を以てしても、後に満洲国は住民の「自発的志望によって出来たことを疑はない」^{76）}とし、満洲

国建国を容認した事実は時代の雰囲気や雄弁に物語っていると言えるであろう⁷⁷⁾。これら強硬論の背景には満州事変は中国が条約により定めたる日本の権益を無視し、日貨排斥、排日運動を展開したとの理解が存在し⁷⁸⁾、また、満州の持つ資源力と豊穡な土地は世界恐慌によって傷ついた日本経済復活の起爆剤であるとの認識が存在したのであった⁷⁹⁾。

かかる情勢下における神川の論説は強硬論から距離を置いた国際協調論と目されていた⁸⁰⁾。神川は当該期に日本国際連盟協会の理事を務めており、その立場が影響したものであらうと考えられる⁸¹⁾。しかし、神川の論説は国際協調論の轍を同じくするものではなく、また、強硬論者のそれとも趣を異にしていた。以下、神川の満州事変に対する認識を詳述する。

神川は事変発生前に文藝春秋主催の座談会⁸²⁾に出席し、参謀本部第一部長建川美次や政友会森格、民政党中野正剛等と議論を戦わせている。そこで、神川は満州における諸問題の解決には終局的には三方策が存するのみであると指摘した。第一に帝国主義的解決、第二に民族主義的解決、第三に国際主義的解決である⁸³⁾。神川はこれらのうち、民族主義的、且つ国際主義的な解決策を主張する。先述したとおり、神川は1919年を境に帝国主義的な解決策は国際世論に圧倒され、時代は民族自決、国際主義が唱道されているとの認識を持っていた⁸⁴⁾。故に、満蒙問題についても、帝国主義的解決は「時代錯誤的行動」⁸⁵⁾とし、その非現実性を指摘したのである。

また、神川は満洲が日本の特殊権益であるという認識に於いて、他の論者との間に決定的な差異を有していた。建川や森、中野等、所謂強硬論者は、満洲は日露戦争で日本が獲得した日本の権益であるという前提を共有していたが、神川は日露戦争の勝利自体が日本の独力ではなく、日英同盟と米国の恩情によるものであると指摘している⁸⁶⁾。「日露戦争は日本が英国と同盟の下に又米国の支援を得てやったので、でなければあれほどの結果に終わることは不可能」⁸⁷⁾であり、「日本が露国を逐い退けたからとて満洲を我物顔には出来る筈はない。」⁸⁸⁾と主張したのである。従って、満洲は日本が独占し得る権益ではなく、日本が満洲に対し帝国主義的挙動に出れば、英国や米国の門戸開放を理由に牽制をかけてくるのは自明であるとしたのである。更に、満洲に於ける漢民族の人口比率が他民族に対して圧倒的優位を占める以上、民族主義の観点に立てば、満洲が中国であることは否定しがたい。露西亞もまた、満洲に対する帝国主義的野心は捨てたとされるが、それは飽く迄白色帝国主義の話であって、赤色帝国主義は漸次的に拡大してい

る⁸⁹⁾。かかる情勢認識に立てば、満洲が極東における日英米露中の五国による利益錯綜地域であるのは明らかである、と主張したのであった。

かかる主張に対し、満洲事変に間接的な協力をするようになる建川が「アメリカが武力などで出てくるものか。」⁹⁰⁾と嘯き、神川の主張を一蹴しているのは、満洲という地域の国際政治上の重要性、また、彼我のアメリカ観の差を表現するものとして興味深い発言である。

上記のように、神川の満洲観は当時の論壇に於いて稀有な存在であったことが認められる。従って、解決策についても他の論者の主張と違いを鮮明にすることになる。神川は、日本が帝国主義的解決を望み、満洲における權益を拡大すれば「大動乱」⁹¹⁾が惹起されるのであるから、結局、民族主義的解決か、国際主義的解決が選択されねばならないとした。もっとも、民族自決に固執すれば、満洲に於ける中国の民族的権利が優先するため、日本の權益は没却されることになる。然るに、これは国境を接する日本と露西亞が妥協できる線ではなく、より現実的な路線、即ち、中立化か国際化という国際主義的解決が望まれるとしたのである⁹²⁾。

神川は以後満洲事変をかかる前提、即ち、第一に満洲は日本の独占し得る權益ではないこと、第二に日本の帝国主義的挙動は英米露中にとって看過すべからざること、第三に時代は民族主義、国際主義の時代であること、という前提から論理を展開し、満洲を「アルザス・ローレヌ」と看做す認識を生みだすのである⁹³⁾。

満洲は日中米ソの「アルザス・ローレヌ」⁹⁴⁾、即ち權益闘争の場であり、完全に放棄することが日本の国益に反すると認めつつも、満洲支配が齎す日本の地政学的優位は米中ソの反日本同盟を醸造しかねない地と指摘する。神川のかかる認識を裏書きしたのは、「或る一国が覇権的地位を占めんとし、これによって脅威せられる他の諸国が相聯合し之に対抗するといふ、近代国際政治の典型」⁹⁵⁾への確信であった。つまり、神川が本当に恐れた状況は日本の満洲統治を強硬に主張することで同地域における対日同盟が形成されるという勢力均衡の原則の要請であったのである。

一方、満洲事変が拡大するにつれ、日本の論壇は「アジア連合」「大アジア主義」と、言葉を変えながら、「アジア・モンロー主義」が台頭するようになっていた。満洲事変と前後してかかる主張が顕著になった背景は次のように指摘出来る。第一に不戦条約がモンロー主義を例外とした点、第二に九カ国条約がアメリカ・モンロー主義と矛盾する点である。満洲事変に於ける日本の行動は自衛権の行使と解するには困難なほど拡大する。従って、日本の行動を正当化するには不

戦条約のもう一方の例外、即ち、モンロー主義を主張する必要性が出てきたのである⁹⁶⁾。つまり、日本が満洲において「モンロー主義」の立場を取ることににより、満洲事変を不戦条約の外側に置こうとする試みである。また、満洲事変、並びに、満洲国承認に反対する米国は南北アメリカ大陸においてモンロー主義を採用していた⁹⁷⁾。このような米国の姿勢は、中国大陸における機会均等、門戸開放を謳った九カ国条約に真っ向から矛盾するものであり、米国の政策に対する反感の論拠とされたのである⁹⁸⁾。

国内メディアが態度を硬化させるなか、神川は満洲事変による日本の孤立を遺憾とし、対応策として満洲委任統治を主張するようになる。神川の想定する委任統治には国家団体委任統治と国際連盟委任統治の二種が存在した。国家団体委任統治は二カ国以上の国家が条約により設定する委任統治形態であり、これは日露戦争時代から度々提唱されたモデルである⁹⁹⁾。一方、国際連盟委任統治は国際連盟規約に基づく所の委任統治制度である¹⁰⁰⁾。神川が是としたのは国際連盟委任統治であり、これは国際主義時代を理解する者としては当然のことであり、また、国際連盟委任統治を採用すれば、その受任国として日本が選択されるという打算があったことも認められる。蓋し、連盟規約第二十二条には受任国選定の標本として「先進国ニシテ資源、経験又ハ地理的位置ニ因リ最モ此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノ」¹⁰¹⁾とあり、極東における唯一の雄である日本を除いて受任国が想定できなかつたからである。

神川は委任統治であれば、アジア・モンロー主義が台頭する論壇と日本に批判的な国際情勢との整合性が保たれると考えたのである。また、かかる解決策は従来の神川の主張、即ち、事変を民族主義的、国際主義的に解決するというものとも合致し、日本を含めた諸外国の権益をも保護出来るとしたのである。しかし、満洲が完全に中国に吸収されれば、満洲に於ける経済活動が事実上不可能になることは瞭然であり、それは英米露も好まざることである¹⁰²⁾。従って、そのような場合、日本としては「権益を維持しようと武力に訴えざるを得ない」¹⁰³⁾と指摘し、英米の理解を求めたのであった¹⁰⁴⁾。

もっとも、民族主義的、国際主義的解決を志向する神川とて、完全に帝国主義的、即ち、領土や資源に対して無関心であったわけではない。彼は日本の人口問題にも言及しており、満洲の社会的重要性を認めている¹⁰⁵⁾。神川は「国家の存亡、民族の存亡と云う点から云って満洲はどうしても離す訳にはいかぬと云う風に考えることは大和民族として已むを得ない。」¹⁰⁶⁾とされていたのである。しかし

ながら同時に「所が満洲に対して日本の生命線であるとか民族の最小限度の生存権であると主張しても、成程日本からは尤もだけれども今日の他国の地位と衝突するのはどうしても致し方ない。」¹⁰⁷⁾と論じ、日本のみが生存権を理由に満洲を独占することの危険性を示唆したのであった。

このような満洲地域の日本にとっての特殊性を認めつつ、国際社会と妥協の道を模索しようとした人物に蠟山政道がいる¹⁰⁸⁾。神川同様、蠟山は満州事変を前後して台頭したアジア・モンロー主義に強い警戒感を抱いており、満洲の特殊性を強弁するあまり、その他諸外国との国際関係を頓挫させることに危機感を覚えていたのである¹⁰⁹⁾。その結果、蠟山はドイツ地政学 Geopolitik に基づいた地域主義をその解決策に主張している¹¹⁰⁾。蠟山は自身の地域主義を国際主義と国家主義の間であると位置づけており、満洲という例外的地域はかような方途で解決するほかないと主張したのである。この点、神川の委任統治論と似ていないことはないが、着目すべきは、国際主義を維持するために、国際主義と国家主義の間を模索する知識人が登場したことである。逆説的ではあるが、神川も蠟山も国際主義に配慮した道を模索する過程のなかで、国際主義と一線を画した政策を提示したことである。

以上、満州事変勃発直前から昭和七年初頭までの神川の事変に対する認識を明らかにした。この間の神川は満洲を「国際中間地帯」と捉え、如何なる国家にせよ、満洲を支配するは勢力均衡を攪乱し、大動乱を告げるとの認識を重視していた。故に、彼の論調は次の三つの特異点を有したのである。第一に満洲を日本の占有する権益ではないとした点、第二に満洲は国際紛争の原因であるとした点、第三に日本の既存権益を擁護しながら、事変を民族主義、国際主義に基づく満洲委任統治に求めた点である。

以後、神川はかかる認識を基盤に満洲事変から推移する国際情勢を論じていく。以下、リットン報告書前後から、国際連盟脱退に至る間の神川の論説を、節を改めて考察する。

3 連盟脱退反対論

神川は古来より日本の対外政策には「大陸政策」「海洋政策」「国際協調政策」の三方途が存在したとしている¹¹¹⁾。神川によれば、第一次大戦後の日本は「大陸政策」がワシントン会議に代表される国際協調主義時代の到来により圧倒され、「海洋政策」も英米という二大海洋国家に機先を制されていたために、「国際協調

政策」に向かうことを余儀なくされていたのである¹¹²⁾。しかしながら、「国際協調政策」もまた、民族自決に触発された中国での反日・侮日運動によって「大陸に於ける我国の地位は日に危殆に瀕する」¹¹³⁾ことになったのである。神川は国際連盟脱退論の本質的論点を「大陸政策を復活し、貫徹すべきか將たまた依然として国際協調政策に執着すべきかの問題に他ならない。」¹¹⁴⁾と指摘している。神川のこの問題への解答が、大陸政策と国際協調政策の中庸を往く「満洲委任統治」であったことは既に述べた。

一方、満洲に対する渴望は、日本国内におけるアジア・モンロー主義の台頭を惹起した。神川は国際連盟を擁護し、日本の国際協調政策を維持せんとする立場からかかる主張を批判した。蓋し、アジア・モンロー主義が事変を正当化する論理から、連盟脱退論へと転移することを危惧したのである¹¹⁵⁾。

国際協調の視点に立つ神川にとって、アジア主義は国際主義と民族主義に矛盾するものであり、国際協調と相容れない概念であるという認識が存在していた¹¹⁶⁾。もし、真にアジア主義を希求するのであれば、打破すべき前提条件として、国際連盟と民族自決の原則を崩壊せしめねばならない。地域主義の普遍性が国際主義の普遍性と齟齬を来すのは当然であり、仮に齟齬がないのであれば、地域主義の必要性はないからである。又、ベルサイユ体制下に於ける最大の原則は一民族一国家であり、アジアに内包される民族は多様、且つ、不平等であり、かかる原則に抵触すると指摘したのである¹¹⁷⁾。この時期の神川は日本人とアジア人の間に民族的共通点よりも、寧ろ、異質なものが見られると捉えていた点は注目する必要があるだろう。

神川のアジア主義と国際協調が矛盾するとの警鐘は、国内ではなく国外の米国から現実のものになる。昭和七年初旬に突如出されたスチムソン・ドクトリンである¹¹⁸⁾。当初、満洲事変に静観を保っていたフーヴァー・スチムソン政権は、同ドクトリンは九カ国条約、不戦条約から演繹的に導き出せるものであると主張し、日本による事変拡大に介入したのである¹¹⁹⁾。

神川はスチムソン・ドクトリンを「戦争を廃棄せんとするところの国際的宣言」¹²⁰⁾と冷淡に評している。フーヴァー並びにスチムソンは、同ドクトリンを不戦条約の演繹的帰結であると主張するが、「不戦条約そのものが既に漠然たる規定」であることを勘案すれば、そこから演繹的に導き出されたドクトリンは更に漠然たるものであり、国際社会の新原則たるにはあまりに脆弱性が高い。また、不戦条約を根拠にするのであれば、それに伴う国際法を完備する必要があり、現

状は完備されていないのであるから、戦争が勃発し、平和交渉、調停裁判で決着しないのは当然である。従って「フーヴァー・ドクトリンの如きは極めて無力なものと云わねばならない」¹²¹⁾、と神川は論難したのである。

然らば、何故米国は無力なる宣言を以て満洲事変に介入したのか、神川は訝ったのである。フーヴァー・ドクトリンは道義的には相当程度有効であると認められるものの、道徳的見地のみで戦争が抑止できるなどは自己撞着であり、実質的ではない。「フーヴァー・ドクトリンを大声叱咤するも、空谷にこだまの如く聽て消え去るの外はない」¹²²⁾のであり、而も、間の悪いことに、米国は軍事行動に出ないことも併せて宣言している。これでは、「関係は益々緊張し、両国民の敵愾心は愈々刺激せられ波瀾は更に波瀾を生み、結局日米戦争を不可避ならしめる危険」¹²³⁾を徒に高めるだけである、と論じた。

かかる批判は今日に於いてはジョージ・F・ケナンが『アメリカ外交50年』のなかで、米国外交の欠点として批判したことでよく知られている¹²⁴⁾。ケナンは米国外交が「過去において政策樹立にあたって犯した最も重大な過誤は、いわゆる国際問題に対する法律的、道徳家的アプローチと呼ばれるもののなかに求められる」¹²⁵⁾とし、かかる外交姿勢の結果、「日本の死活的利益ときわどい関係に立つに至り、これらの国民の間に、わが国の安全と福祉とにとって重大な関連をもつような感情的態度を植え付けるに至ったのである」¹²⁶⁾と指摘している。

このように米国外交の道徳的アプローチからくる弊害を的確に指摘している点は着目に値する。もっとも、当時の論壇においてかかる指摘を行ったのは神川一人ではなく、清沢洸もまた的確に指摘した一人であった¹²⁷⁾。因みに、神川が日本国内でエリート街道を邁進したのに対し、清沢は青年期を米国で過ごすなど、当時としても型外れの人物であった¹²⁸⁾。ただ、この二人には不思議なほど共通点が多い。共にシーレーの「政治学なき歴史は実りなく、歴史学なき政治学は根なし草である。」との至言を愛用していたほか、第二次大戦中に外交史の執筆に没頭したという点でも共通している。神川の執筆した『日本外交文書』は海外に於いて高い評価を受けているが¹²⁹⁾、清沢の『外交史』『日本外交史』もまた時代を超えた名著と言える¹³⁰⁾。

さて、10月2日にリットン報告書の内容が公表された。報告書は日本軍の行動を自衛の範囲に収まるものではないと日本の策動を示唆し、その行動を批判しながらも、同報告書は日本と満洲の特殊関係を認め、原状回復は現実的ではないとし、満洲に於ける中国の主権を認めた上での委任統治を提案し、必ずしも日本に

不利な内容ではなかった¹³¹⁾。然るに、日本の世論は報告書を不当なものであるとして、怨嗟の声を憚らず、これを峻拒すべしとの風潮が蔓延したのである¹³²⁾。国内で連盟に対し「認識不足」という言葉が流行ったのもこの頃である¹³³⁾。その結果、日本はリットン報告書を不服とし、国際連盟脱退へと突き進んでいく。

神川はリットン調査団が満洲を、諸国家間の緩衝地帯であり、特殊な「国際中間地域」であることを認めたことを評価した上で、「リットン調査団が斯くの如く正当に満洲問題の本質を認識し、この根本観察の上に各種の解決案を案出するに至ったのは妥当」¹³⁴⁾との見解を示し、同報告書を概ね好意的に見ている¹³⁵⁾。かかる観察は従来の神川の認識を敷衍するものであり、彼としては妥当な見解と認めることが出来たのである。もっとも、神川は報告書を全面的に支持したわけではない。

リットン報告書は次のような委任統治を提案していた。第一に、自治国の執政として外国人顧問を設け、日本人が充分なる割合を占める。第二に、執政は国際連盟により提出された名簿より、国籍の異なる外国人を二名選出し、警察と財務行政を監督させる。第三に、執政は国際経済銀行理事会により提出された名簿より、一名の外国人を選出し、満洲中央銀行の総顧問に任命する。第四に、上記顧問及び執政は単に国際協力の形式を表現するに留まり、自治政府の雇傭人の地位を占めるに過ぎない¹³⁶⁾。第一から第三の条件は委任統治形式として非合理的なものではないが、第四の条件は委任統治の実態そのものを形骸化させ得るものであった。

神川は上記の提案を「微力なる国際管理」¹³⁷⁾とし、委任統治の方法論を批判している。かかる提案は「日本国並に日本人の独占的優越権を排斥するが為」¹³⁸⁾のものであり、それにより提案された国際管理制度は「全く満洲の改造を不可能たらしむるものであって、一つの空想案であると評さねばならない」¹³⁹⁾と断じた。神川の分析に従えば、リットン報告書は中国の意向をなるべく採択せんとし、その結果、日本の優位を排除することに努めたものになり、従い、委任統治形式自体が無効化されるという本末転倒が生じたのである¹⁴⁰⁾。また、報告書は十原則を掲げ、その最後の原則として「支那の改造に関する国際協力」を挙げているが、その協力内容は不問に付されていた¹⁴¹⁾。前例に従えば、これは国際連盟による技術協力であり、そのような消極的協力を以て、中国に確固たる中央政府を樹立することは不可能であると断じ、かかる原則を掲げる意義に疑問を投げかけている。つまり、神川は総論としての委任統治にも賛意を示しつつも、実質的な方法

論に於いて、全く現実的ではないと論じたのである。

一方で、神川は連盟脱退には断固反対の姿勢を示し、報告書提出前からその姿勢を明らかにしていた¹⁴²⁾。神川は、国際連盟に於ける常任理事国たる地位は世界の大国たる地位を具象するものであり、世界内閣に於ける常任大臣の地位である。日本が国際連盟に留まり続ければ、満洲その他地域での排外運動、中国政府の無秩序は暴露され続けるのであり、日本の主張の正当性は必ず証明されることになる¹⁴³⁾。また、国際連盟と日本の関係は相矛盾し衝突するように見えるが、それは米露中の意図を反映するものであり、日本の方向性とは決して矛盾していない¹⁴⁴⁾。委任統治を理解する点に於いては、寧ろ、国際連盟は日本の協力者であると論じ、軽率な連盟脱退論に批判を加えたのである¹⁴⁵⁾。従って、神川の結論は、若し「総べての連盟国が挙って我国の主張を認めざる場合においても、飽く迄連盟内に踏止まって之に対抗し、我が正義の貫徹に奮闘せねばならない。」¹⁴⁶⁾というものであった。

以上のように、満洲事変後から連盟脱退までの神川の認識を明らかにした。当該期の神川は国際協調維持のための論説を展開するが、事変以前に於ける理想主義は影を潜め、実利的な見地からの国際協調論へと変化していることが確認出来る。それは、以前神川が評価した米国の道徳的アプローチ、つまりはウィルソン主義が日本に爪牙を向ける段になり、その非現実性、非合理性を痛感させたことに起因すると考えられる。以後、神川は現実性の伴わない国際協調や平和思想と距離を置くようになる。

4 極東連盟設立論

1933年2月24日、リットン報告書（対日勧告案）が可決されたことを受け、日本全権松岡洋右の「もはや日本政府は連盟と協力する努力の限界に達した」との言葉を最後に日本は国際連盟を後にした。国連脱退には否定的であった神川も、国際連盟によって可決された対日勧告案には失望の念を禁じえず¹⁴⁷⁾、新たな道を模索し始めるようになった。詔書によって正式に国連の脱退表明を行ったのは3月27日であるが、神川は時を同じくして国連の代替物についての素案を披見することになる¹⁴⁸⁾。

神川は国際連盟脱退後には三つの外交方針が存すると指摘している。第一は「極東モンロー主義或は亜細亜モンロー主義」であり、第二は「亜細亜連合」、第三は「極東連盟」である。そして、神川は第三の「極東連盟」設立を主張してい

くのである¹⁴⁹⁾。この三者は、その語句からして区別が煩雑なため、以下神川の解説に随い略述しておく。

第一の、モンロー主義は、1823年に米国大統領ジェームズ・モンローが南北アメリカに於ける、米国の排他的優先権を表明したことに端を発し、それに因んで、ある地域内での排他的優先権を主張することを概して「モンロー主義」と呼ぶようになったのである。モンロー主義は大陸ないしその周辺国が、自国の位置する大陸内に於ける排他的優先権を主張するものであり、本質的に個別的政策である¹⁵⁰⁾。従って、日本が東アジア、或いは、アジアに於いて、排他的優先権を有するという考え方を「極東モンロー主義」或いは「亜細亜モンロー主義」と呼ぶ。

一方、第二の「亜細亜連合」はモンロー主義とは異なり、排他的優先権を主張しないことに特徴がある。かかる概念はアジアに属する諸国家が共同して当該地域の運営を行うというものであり、地理的、人種的な自然的紐帯と文化的紐帯によって定義される汎大陸主義の概念である。従って、汎大陸主義を基盤とする「亜細亜連合」は国家的な側面を有さず、大陸に存する諸国家の共同的政策として希求される¹⁵¹⁾。つまり、「極東モンロー主義」と「亜細亜連合」は、全体の福利を考えるか、自国の福利を考えるかという点で、相衝突する概念なのである¹⁵²⁾。

神川はアジア・モンロー主義に対して否定的な見方を示している。第一に日本がモンロー主義を主張し、アジアに於ける現状の改変を断固拒否するという立場を採った場合、欧米には最早、中国大陸を改編しようという意思はないのだから、単に、日本の行動を掣肘するだけである。第二に、モンロー主義は既存の秩序、つまりは不戦条約、九カ国条約と相容れないため、国際的非難は免れ難い。第三に、モンロー主義は論理的帰結として孤立主義を意味するが、日本の軍力は孤立主義を採用し独立していられるようには出来ていないと論じたのである¹⁵³⁾。

また、神川は「亜細亜連合」と呼称される汎大陸主義実現の可能性に極めて否定的であった。先述したとおり、汎大陸主義のような地域主義は国際社会の普遍性と民族主義と矛盾するものであり、アジアに於いてアジアを統合し得る普遍性も、国際主義を打破し得る能力もないと考えていたのである¹⁵⁴⁾。つまり、日本はアジア主義もアジア・モンロー主義も採用できる国家的、大陸的、民族的基盤がないと論じたのであった。

次に、第三の極東連盟であるが、これは従来大陸政策のなかに存するものではなく、神川の創作であった。神川は極東連盟を地域的な国際連盟と捉えており、

彼は国際協調を擁護する立場から「アジア・モンロー主義の如き、或は大アジア主義の如き勇敢なる論策が唱道せられんとするを見、是等の説に対抗する為め」¹⁵⁵⁾に論じたと説明している。

神川は「国際聯盟は〔中略〕大失態を演じ、平和機構としての欠陥を遺憾なく暴露した」¹⁵⁶⁾と非難を露にしているが、日本が「国際協力政策」¹⁵⁷⁾を放棄することに警戒心を持っていた。従って、極東連盟によって、国際連盟の主義理念を標榜し、国際主義の普遍性を極東に於いて実現せんと考えたのである。つまり、神川の新外交方針は日本が国際連盟から距離を置き、地域的に限定した「極東連盟」を構築せんとすることにより、国際協力の道を保全しようという試みであったのである。

神川は極東連盟の構想を次のように説明している。極東とは「支那を中心とし北は東部西伯利亚を含み南は印度支那及び南洋の一部を抱擁し東は日本に及ぶ一地域」¹⁵⁸⁾である。そこで問題視されるのが西シベリアを領有するソヴィエト・ロシアと半植民地であるフィリピンの取り扱いである。ロシアは地理的に極東連盟構成員の資格があるとは言い難いが、極東の平和はロシアを除いて論じえず例外的処置として加盟を許可し、フィリピンについては向こう十年間の間に認められるだろう独立を待った上での加盟の可能性を模索出来る¹⁵⁹⁾。つまり、日本、満洲、中国、暹羅¹⁶⁰⁾を中心とし、フィリピン、ロシアを包含する国際機構の建設という壮大な構想を持ったのである。かかる構想は後に「東亜新秩序」として知られる近衛声明と似ていないこともないが、彼の構想は飽く迄も「国際協力政策」に重点が置かれたものであり、「新秩序」が日本を盟主としていたのに対し、極東連盟論には当初から加盟国内の平等を担保するために様々な施策が盛り込まれていたのである¹⁶¹⁾。

このような構想が東京帝国大学教授から提唱されたのであるから、反響も多く、批判も少なくなかった。たとえば、衆議院議員の松本忠雄はその趣意に賛同しつつも、ビスマルクの「政治は可能を対象とする芸術である。」¹⁶²⁾との至言を引用し、その実現可能性へ疑義的な目眼差しを向けている。松本の解釈では日本と中国、ロシアは「自然に提携し調和し聯盟すべき関係にありと云ふよりも、寧ろ互に反撥する運命に置かれて居る」¹⁶³⁾と考えるべきであり、神川の主張を素直に受け入れられるものではなかったのである。これを受け、神川は極東連盟に対する批判に対し再び筆を執り反論を加えている¹⁶⁴⁾。

神川はまず日支間の政治的な提携の可能性について次の二点から言及している。

第一に、満洲はソ連に対する緩衝地帯であるという日中両国の共通利害関係が存在する点であり、第二は中国が満洲を独立国、ないし中立国と認めるのであれば、日本は中国の民族的統一を強力に援助できるという点である。日本にとって満洲は中国、ソ連両国に対する緩衝地帯であるが、中国にとってもソ連への緩衝地帯という戦略的価値があり、この点は日中両国が大いに協力提携可能であるとしたのである。また、日本としても中国の極東連盟加盟には支那の民族的統一が不可欠であり、中国が共產化しない限りにおいて十分な協力は望むところであった。つまり、この時期の神川の脳裏にはソ連の影が強く表れており、日本の拡大が惹起するソ連との衝突を如何に避けるべきか、という軸を見ることができる。だからこそ、神川にとって、満洲の戦略価値が最重要であり、その統治形式については妥協できるものであったのである¹⁶⁵⁾。また、他にも、経済要因として、世界がブロック化するなかにおいて、日本が技術力を提供し中国が資源を提供することで有意義な相互依存関係を構築することが可能であることを挙げ、なにより日満支三国には文化的共通認識が強固な基盤となると反論したのである¹⁶⁶⁾。

上記のとおり、この間の神川は日本の大陸政策に理解を示しつつも、日本が国際協調政策から完全に決別することに強い危惧を示していた。そのため、アジア・モンロー主義や大アジア主義を批判し、地域的国際連盟としての「極東連盟」を建設し、日本の許容可能な範囲で協調路線を継承させていこうとしたのであった。もっとも、当該期に於ける神川の主張には矛盾する点を指摘出来る。第一に、神川は地域主義の普遍性と国際主義の普遍性は合一しないと論じていながら、地域に根ざした国際連盟の構築を目指している。つまり、極東連盟が国際連盟の理念を標榜するのであれば、国際連盟に復帰すればよく、極東連盟を構築する意味はないことになる。第二に極東連盟に加盟を企図する諸国家は欧米列強の植民地であり、これを列国が座して許すはずがないというのは、アジア・モンロー主義やアジア主義となら差を見いだせない。皮肉ではあるが、アジア・モンロー主義やアジア主義に対する反論として論じた極東連盟は、その実、後の「新秩序」に影響を与え、理論的支柱を構築する一助となったのである。

5 小括

本章では満洲事変前後に於ける神川の外交評論を検討した。神川は均勢主義の概念から満洲委任統治論を積極的に提唱したのであり、ここには国際協調政策が放棄され、大陸政策に向かおうとする日本外交への抵抗の跡を窺うことができる。

第3節の連盟脱退反対論では、この時期の米国の対応が神川の国際政治観、つまりは、理性によって定義される国際主義という考え方に相当程度影響を与えたことを明らかにした。神川は米国の理念を日本に於いて最も理解していた知識人の一人であったが、その理念の曖昧漠然たる歯牙を向けられた時、違和感を禁じ得なかったのである。第4節では、神川が日本を国際主義の枠組みに残留するための方途として極東連盟を提唱したことを明らかにし、それが国際主義と均勢主義という時として相矛盾する概念のなかの産物であったことを明らかにした。爾後、神川の国際主義姿勢が影を潜め、専ら均勢主義に基づいた評論をすることを勘案すれば、当該期は神川自身にとっても十字路頭であったのである。

IV 結語

以上、戦前期に於ける神川彦松の外交評論を検討した。

第II章に於いては国際連盟を進歩史観の最終形態たる世界国家に導く国際団体であるという認識に基づいた神川の国際協調主義の姿勢を明らかにした。彼は同時代の多くの知識人と同様にウィルソンによる戦後秩序に傾倒し、その実現可能性を信奉していた。それは不戦条約や倫敦条約に対して、不合理な点を指摘しつつも尚、賛意を示す姿勢を示したことからも明らかである。

第III章では、国際連盟と日本外交の間に齟齬が生まれ、それに随い、神川が勢力均衡論に配慮していく過程を明らかにした。この時期の神川の評論は、不戦条約の時のような普遍的な価値観に対する論及ではなく、満洲を巡る諸国家の異なる認識についての論及が増えていく。満洲が日本にとって如何なる地域であるか、という視点だけでなく、英米中露にとって如何なる地域であるかについて検討し、その視座に基づき、満洲を「国際中間地域」或いは「アルザス・ローレンヌ」と指摘し、その解決策に委任統治方式を主張したのである。このような、諸国家観の認識の相違を前提とし、そこから妥協を見出そうとした姿勢にこそ神川の価値を認めることが出来る。

この間の、神川の対外認識の変化は彼の進歩史観に基づいたものである。つまり、満州事変の勃発によって、日本と国際連盟の間には大きな溝が生まれ、国際連盟をして歴史の進歩と看做すのであれば、歴史の退歩が暴露されてしまったのである。従って、満州事変勃発から、国際連盟脱退に至るや、神川は嘗て自身が「幼稚なるもの」と呼んだ均勢主義をその対外認識の中心に据えたのである。

しかし、神川は進歩史観を完全に放棄したわけではなく、それを修正したのである。神川は後年集大成とも言える論文「戦争のリアリティと平和のユートピア」を次の一節で締め括っている。

〔国際平和は〕「イデー」であり、究竟、不可實現的な不可達成的な理想郷たるにとどまる。しかし、人間は、この理想像に到達すべく、持続的に、不斷に、忍耐つよく、ファウスト的な努力を試み、一步一步これに接近するように努めなければならない。これが人間の運命である¹⁶⁷⁾。

ここにはヘーゲル哲学から歴史を定義した若き日の神川とは別の顔を見ることができ。神川が永久平和を信じた時代から満州事変に至る過程のなかで得た結論は、均勢主義への信奉でも、国際主義への傾倒でもなく、均勢主義に配慮しながら、国際主義を維持していくという常識的な結論であったのである。それは国際平和を恰も実現可能であると看做す楽観主義オプティミズムでも、国際平和を虚言と看做す冷笑主義ニヒリズムでもない、常識人としての神川の姿である。

以上、1930年代前半までの神川の外交評論を検討したが、紙幅の関係で1930年代後半から終戦にかけての彼の評論は本稿では扱っていない。また、神川は戦後、憲法問題や朝鮮戦争についても多くの評論を残しており、その期間の研究が課題として残されている。

- 1) 岡崎久彦氏が国際政治学、外交史における第一の推薦書として『神川彦松全集』を推し、述べた言葉。
- 2) 神川の著作集を纏めた『神川彦松全集 (全十巻)』は絶版になっており、神川の著作は、1949-1950年に出版された『近代国際政治史』の再版本を通して辛うじて読み継がれる程度になっている。
- 3) 神川彦松『近代国際政治史』(原書房 1989年) 301頁。
- 4) 山本喜蔵「畏友 神川彦松君の事」(『神川彦松全集第十巻 (付録月報)』所収) 4頁。
- 5) 同上。
- 6) 神川彦松「わが国際政治学の生立ちについて」(『神川彦松全集第七巻』所収) 65頁。
- 7) 同上。
- 8) 原著は1927年出版。復刻版は『神川彦松全集第一巻』所収。
- 9) 斎藤忠「日本外交の指標」(『神川彦松全集第五巻 (付録月報)』所収) 5頁。

- 10) 原著は1949-1950年出版。復刻版は『神川彦松全集第二巻』『神川彦松全集第三巻』所収。
- 11) 「近代国際政治史史料」（『神川彦松全集第四巻』所収）。
- 12) 三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」（『大正デモクラシー論』〈中央公論社、昭和49年6月〉所収）234-236頁。
- 13) 前掲「国際環境の変動と日本の知識人」。
- 14) 前掲「全集月報7」〔『神川彦松全集』付録〕。
- 15) 前掲『近代国際政治史』292頁。
- 16) 神川彦松「わが国際政治学の生立ちについて」（『日本学士院紀要』昭和42年3月13日）（『神川彦松全集第七巻』所収）65頁。
- 17) 神川彦松『国際聯盟政策論』（〈政治ライブラリー叢書4〉政治教育協会昭和2年6月24日）（『神川彦松全集第一巻』）462頁。
- 18) 神川彦松「勢力均衡に就ての一考察」（『国家学会雑誌』大正14年11月、12月）（『神川彦松全集第七巻』所収）295頁。
- 19) 前掲『国際聯盟政策論』462頁。
- 20) 前掲「勢力均衡に就ての一考察」323頁。
- 21) 前掲書330頁。
- 22) 前掲書330頁。
- 23) 神川彦松「国際平和思想より観たるカントとウィルソン」（『国際法外交雑誌』大正13年3月15日）（『神川彦松全集第七巻』所収）443頁。
- 24) 神川彦松「世界平和主義の考察」（『外交時報』昭和2年6月15日）（『神川彦松全集第七巻』所収）375頁。
- 25) 前掲「世界平和主義の考察」378頁。
- 26) 前掲『国際聯盟政策論』527頁、〔 〕内筆者。
- 27) 神川の『国際聯盟政策論』執筆時に於いては明確ではないが、「国際政治の進化」という呼称を用いて、国際政治秩序の変容を描写しており、後の『国際政治学概論』（勁草書房、1950年3月10日）（『神川彦松全集第一巻』所収）に於いては明示的に「弁証法的発展系列」との呼称で国際秩序の変遷を描写している。
- 28) 前掲『国際政治学概論』452頁。
- 29) 前掲『国際聯盟政策論』464頁。
- 30) 同上。
- 31) 三谷太一郎「思想家としての吉野作造」（『大正デモクラシー論』〈中央公論社、昭和49年6月〉）160頁。
- 32) 前掲「思想家としての吉野作造」174-175頁。かかる見地に立つ吉野の政治学は神川のそれと同様に、権力よりも真理に重点が置かれたものであったことは驚くに値しない。彼は確かに、大正デモクラシーを現出させた知識人であったが、同時に大正末年の学生運動を「私の感ずる不満のうち最も著しいものは、彼等が真理と同等に——否、それ以上に——勢力を重んじていることである」と述べてい

る。弁証法に基づく吉野にとって、大正デモクラシーは権力を否定し真理を実現することがその帰結であり、権力を新たな権力によって駆逐せんとする活動とは精神的距離を置かずにはいられなかったのである。三谷の指摘では、かような吉野作造の思想は同時代人の知識人に多分に影響を与えており、神川もその影響を受けた一人であったのである。

- 33) 神川彦松「米国提案非戦条約と国際連盟」(『国際法外交雑誌』昭和3年2月号)(『神川彦松全集第九卷』所収)785頁。
- 34) 1928年は日本陸軍が張作霖爆殺事件を引き起こした年であり、ドイツの復活が認識され始めた時期でもあった。ヘンリー・A・キッシンジャー『外交』(日本経済新聞社、1995年)上巻390頁。
- 35) 同上。
- 36) 前掲「米国提案非戦条約と国際連盟」785-786頁。
- 37) 前掲『外交』上巻394-395頁。
- 38) 前掲書800頁。
- 39) 同上。
- 40) 神川彦松「不戦条約の価値批判」(『外交時報』昭和3年9月号)(『神川彦松全集第九卷』所収)805頁。
- 41) 前掲書805-806頁。
- 42) 神川彦松「米仏新仲裁々判条約と我国の対策」(『外交時報』昭和3年4月号)(『神川彦松全集第十卷』)121頁。
- 43) 前掲「米仏新仲裁々判条約と我国の対策」120頁。
- 44) 同上。
- 45) 前掲キッシンジャー『外交』上巻395頁。
- 46) 玉井清研究会「不戦条約と日本のマスメディア」(2005年11月)31頁。
- 47) 稻原勝治「不戦条約なるものの正体」(『外交時報』昭和3年2月1日)。
- 48) 田川大吉朗「不戦条約に対する各国の態度」(『国際知識』昭和3年9月)。
- 49) 前掲「不戦条約の価値批判」810頁。
- 50) 同上。
- 51) 同上、〔 〕内筆者。
- 52) 同上。
- 53) 前掲「戦争のリアリティと平和のユートピア」206頁。
- 54) 神川彦松「倫敦三国協定の政治的批判」〔解題〕(『外交時報』昭和5年5月1日)(『神川彦松全集第十卷』所収)167頁。
- 55) 同上。
- 56) 昭和六年(1931)一月二三日、第五十九議会本会議で幣原喜重郎外相に対する質問に於いて、松岡は「満蒙問題は、私はこれは我国の存亡に係わる問題である、我が国民の生命線である」と発言している。「生命線」は当時の流行語となり、世界恐慌に喘ぐ日本に於いて現状打破のスローガンとして忽ち脚光を浴びたので

- ある。井上寿一『アジア主義を問いなおす』（筑摩書房、2006年）56頁。
- 57) 前掲「倫敦三国協定の政治的批判」〔解題〕。
- 58) 前掲「倫敦三国協定の政治的批判」153頁。もともと、当該条約に於いて、米国は保有可能な大型巡洋艦（重巡）の18隻のうち3隻を1933年迄着工しないことを約し、日本の対米比率は1935年までは対米7割を上回るよう譲歩していた。また、潜水艦はパリティの関係が提示され、華盛頓会議で定められた主力艦建造停止期限も1936年まで延長された。更に、米海軍の太平洋上の寄港地はハワイ諸島に限定するとの約定も延長されることになり、日本にとって必ずしも妥協の余地がないものではなかったことは指摘しておく。北岡伸一『政党から軍部へ』（中央公論社、1999年）112頁。
- 59) 倫敦条約締結に際して、海軍には条約派と艦隊派と呼ばれる二大派閥が形成されていた。両派の区別は微細に至り論じることができるとは、総論として存在したのは対米不戦論か対米必戦論か、という区別であった。注目すべきは、この時点で協調にしろ、対立にしろその主眼が明確に米国と位置づけられているということである。黒岩耐『日本を滅ぼした国防方針』（文春新書、2002年）146頁。
- 60) 前掲「倫敦三国協定の政治的批判」158頁。
- 61) 前掲書157-158頁。
- 62) 前掲書154-157頁。
- 63) 前掲書153頁。
- 64) 前掲書155頁。かかる認識は神川特有のものではなく、当時の知識人のなかである程度理解されていた。例えば、五割維持による勢力均衡の実現は清沢洸が著書の中で認めており、当時の知識人のなかで周知されていた。清沢洸『日本外交史』（東洋経済新報社、昭和17年）336頁。
- 65) 前掲注59)を参照のこと。
- 66) 荒瀬豊「日本軍国主義と日本のマス・メディア」（『思想』1957年9月号）
- 67) 掛川トミ子「マス・メディアの統制と対米論調」（細谷千博編『日米関係史4』東京大学出版会、1972 所収）
- 68) 神川彦松「満洲委任統治論」『外交時報』昭和7年1月1日。
- 69) 三谷太郎「国際環境の変動と日本の知識人」（『大正デモクラシー論』中央公論社、1974年6月、所収）234-236頁。
- 70) 神川彦松「極東連盟の建設を提唱す」『外交時報』昭和8年4月15日。
- 71) 神川彦松「連盟脱退論を排す」『国際知識』昭和7年5月1日。
- 72) 前掲掛川論文参照。
- 73) 小栗勝也「満州事変と無産政党・共産党」（中村勝範編『満州事変の衝撃』勁草書房、1996年）。
- 74) 石橋湛山が満州権益を「無用」とであると断じたのは有名なエピソードであるが、世界恐慌により世界がブロック化を進める中、石橋の様な自由主義経済による発展が可能であったかは大いに疑わしい。別段、検討する必要があり、本稿では取

り上げない。

- 75) 吉野作造「民族と階級と闘争」(『中央公論』昭和7年1月号初出、岡義武編『吉野作造評論集』〈岩波文庫、1993年〉所収) 265-266頁、269-272頁。
- 76) 吉野作造「リットン報告書を読んで」(『改造』昭和7年11月号) 230頁。
- 77) 同上。
- 78) 「日貨排斥の取り締まり要求」(『東京日日新聞』昭和6年9月16日)。
- 79) 長島隆二『国策直言』(立命館出版社、昭和9年12月) 1-9頁。
- 80) 加地直紀「国際協調論者田川大吉朗における対外認識の矛盾」(中村勝範編『満州事変の衝撃』勁草書房、1996年)。
- 81) 日本国際連盟協会は、日本における国際連盟の精神を普及させる目的で設立された。然るに、当該期間の連盟協会は連盟脱退に至る日本の事変拡大に効果的な主張を行わず、その存在意義を失っていた。連盟脱退後は名称を「日本国際協会」に変更し、存続している。機関紙は『国際知識』。緒方貞子「国際主義団体の役割」(細谷千博編『日米関係史3』〈東京大学出版会、1971年〉所収)
- 82) 「満蒙と我が特殊権益『座談会』」(『文藝春秋』昭和6年10月増大号) 参加者：中野正剛(民政党) 森恪(政友会) 建川美次(参謀本部第一部長) 佐藤安之助(陸軍少将) 大西斎(東京朝日新聞前支那部長) 司会：佐々氏茂索(後に文藝春秋社長)。
- 83) 前掲「満蒙と我が特殊権益『座談会』」(『神川彦松全集第十卷』〈勁草書房、1972年〉所収) 188-191頁。
- 84) 第Ⅱ章第1節参照。
- 85) 神川彦松「国際政治学上より観たる満州問題」(『支那学術研究会講演筆記』昭和6年10月5日)(『神川彦松全集第十卷』所収) 208頁。
- 86) 前掲「満蒙と我が特殊権益『座談会』」190頁。
- 87) 前掲「国際政治学上より観たる満州問題」207頁。
- 88) 同上。
- 89) 前掲「満蒙と我が特殊権益『座談会』」190頁、神川は共産主義に対する警戒心を強く主張している。共産主義は一見民族主義、国際主義の潮流に合致するものであり、かかるイデオロギーの拡大に歯止めがかからない場合、満洲は日中間の禍根となり、「第三者」の術中に陥る可能性が高いと指摘した。
- 90) 前掲「満蒙と我が特殊権益『座談会』」197頁。
- 91) 前掲書192頁。
- 92) 前掲書190頁。
- 93) 次節において詳述する。
- 94) 前掲「極東連盟の実現性を論ず—松本代議士の批評に答へて—」3頁、当時の神川が知るアルザス・ロレーヌ地方には、三つの側面が存在していた。第一に、ビスマルクによってプロイセンに併合された地域であるという認識、第二にその結果が齎したフランスにおける反ドイツ感情の高まらせた地域という認識、第三

に第一次世界大戦によってフランスに返還された地域という三つの認識である。かかる認識から満州を「アルザス・ローレン」と呼んだ神川の真意は、法的擬制を考慮した満州委任統治が主眼にあったのではなく、国際政治学における地政学の見地であると見られる。

- 95) 前掲『近代国際政治史』（上巻77頁）（『神川彦松全集第二巻』収録）。
- 96) 国際連盟規約第21条に於いてもモンロー・ドクトリンに関する条項は加えられていた。かかる条項は、国のモンロー・ドクトリンを指すのであり、つまり、米国の行動は国際連盟の管轄外であるという確認がなされていたのである。もっとも、日本は1917年に石井・ランシング協定により日米間相互のモンロー主義を明確ではないが黙認しており、日本の満洲に対する排他的優先意識の醸成に影響を与えていた。神川彦松「満洲問題と亜細亜モンロー主義」（『大倉高等商業学校東亜事情研究』昭和8年7月17日）（『神川彦松全集第十巻』所収）470頁。
- 97) 米国は南北アメリカ大陸における戦争を不戦条約の枠外であるとし、不戦条約締結の際に留保をつけている。この点に関しては、第二章第2節参照。
- 98) 次節において詳述する。
- 99) 神川彦松「満洲委任統治論」（『国家学会雑誌』昭和7年4月1日）（『神川彦松全集第十巻』）272頁。
- 100) 同上。
- 101) 前掲書276頁。
- 102) 前掲「国際政治学上より観たる満洲問題」229頁。
- 103) 前掲書230頁。
- 104) 神川は論文のなかでヘラルド・トリビューンやタイムズを引用し海外メディアの論調を紹介しているが、多くは日本の権益への理解で占められており、上海事変まではその論調が穏やかであることは先行研究が示すとおりである。
- 105) 神川彦松「人口問題の見地より我が外交政策の基調を論ず」（『中央公論』昭和元年4月1日）（『神川彦松全集第十巻』所収）、神川彦松「満洲委任統治論」（『外交時報』昭和7年1月1日）（『神川彦松全集第十巻』所収）263頁。
- 106) 前掲「国際政治学上より観たる満洲問題」220頁。
- 107) 同上。
- 108) 前掲「国際環境の変動と日本の知識人」239頁。
- 109) 巖山政道「満洲事変と国際連盟」（昭和7年7月）（『世界の変局と日本の世界政策』所収、巖松堂書店、昭和13年）93頁。
- 110) 巖山政道「世界政策と我が外交原則」（『世界の変局と日本の世界政策』昭和10年3月）318-319頁。
- 111) 神川彦松「十字路頭の日本外交」（『外交時報』昭和7年4月1日号）（『神川彦松全集第十巻』所収）328頁。
- 112) 同上、1919年当時日本の世論は国際協調路線を礼賛するよりも、むしろ、第一次世界大戦時における帝国主義的拡大が本意な形で終了したことに対する不満

が残存していた。しかしながら、幣原喜重郎に象徴される国際協調路線は1920年代には時流に要請されたものであるという認識が強く、実践されていくことになる。『パリ講和会議と日本のマスメディア』玉井清研究会、2004年。

- 113) 神川彦松「聯盟脱退論を排す」(『国際知識』昭和7年5月1日) 14頁
- 114) 前掲書(11頁)。
- 115) 神川彦松「アジア連合は果して可能なるか」(『改造』昭和6年2月1日)(『神川彦松全集第十巻』所収)。
- 116) 前掲書249頁。
- 117) 前掲書250頁。
- 118) 神川は「フーヴァー・ドクトリン」という呼称を用いているが、本稿に於いては今日一般にスチムソンの不承認宣言として知られる「スチムソン・ドクトリン」の呼称を用いた。
- 119) 神川彦松「フーヴァー・ドクトリンの政治的批判〔解題〕」(『外交時報』昭和7年10月1日)(『神川彦松全集第十巻』所収) 339頁。
- 120) 前掲書346頁。
- 121) 前掲書347頁。
- 122) 前掲書349頁。
- 123) 前掲書350頁。
- 124) ジョージ・F・ケナン『アメリカ外交50年』(〈近藤晋一、飯田藤次、有賀貞訳〉岩波現代文庫、2000年)。
- 125) 前掲書144頁。
- 126) 前掲書58頁。
- 127) 北岡伸一『清沢洌—外交評論家の運命—』(中公新書、1987年) 109頁。
- 128) 同上。
- 129) 前掲『近代国際政治史』290頁。
- 130) 前掲『清沢洌—外交評論家の運命—』188頁。
- 131) 内山正熊「満州事変と国際連盟脱退」(『国際政治』第403号、1970年) 169-170頁。
- 132) 前掲「マス・メディアの統制と対米論調」17-23頁。
- 133) 玉井清研究会『国際連盟脱退と日本のマスメディア』(1996年)、前掲『清沢洌—外交評論家の運命—』111頁。
- 134) 神川彦松「リットン報告書に於ける解決案の批判」(『国家学会雑誌』昭和7年11月1日)(『神川彦松全集第十巻』所収) 283頁。
- 135) 同上。
- 136) 前掲「リットン報告書に於ける解決案の批判」290頁。
- 137) 前掲書291頁。
- 138) 同上。
- 139) 同上。

- 140) 前掲書294頁。
- 141) 同上。
- 142) 前掲「連盟脱退論を排す」。
- 143) 同上。
- 144) 前掲書362頁。
- 145) 前掲書363頁。
- 146) 神川彦松「国際連盟に対する列国の立場」(『外交時報』昭和8年1月1日)
(『神川彦松全集第十卷』所収) 389頁。
- 147) 神川によれば対日勧告案は法的拘束力がないにしても、中国が勧告を受け入れた以上、日本が受け入れない場合、21カ国会議において、日本は不利な立場に置かれ、そのような不名誉を耐えられるものではなかった。神川彦松「極東聯盟の建設を提唱す」『外交時報』昭和8年4月15日(11頁)。
- 148) 神川彦松「連盟脱退後の我が新対外国策を論ず—聯盟脱退より極東平和聯盟の建設へ—」(『経済往来』昭和8年4月1日)。
- 149) 神川彦松「亜細亞連合か極東連盟か」(『国家学会雑誌』昭和8年7月1日)
(『神川彦松全集第十卷』所収) 409頁。
- 150) 同上。
- 151) 前掲書410-411頁。
- 152) 尤も、神川が明確に定義するほど「モンロー主義」は的確に使用されておらず、しばしば、意味不明なまま乱用された言葉と見るべきである。然るに、日本の論壇ではしばしば、専門用語的言語が意味不明なまま使用される傾向があり、古くは「支那保全」、近年では「グローバル化」などが挙げられる。
- 153) 前掲「満州問題と亜細亞モンロー主義」482-484頁。
- 154) 前掲「亜細亞連合か極東連盟か」415-416頁。
- 155) 神川彦松「極東聯盟の実現性を論ず—松本代議士の批評に答へて—」(『外交時報』昭和8年8月1日) 1頁。
- 156) 前掲「極東聯盟の建設を提唱す」10頁、〔 〕内筆者。
- 157) 前掲書12頁。
- 158) 前掲書13頁。
- 159) フィリピンは該論文掲載の前年に米議会において今後10年を期して独立が認められていた。
- 160) シヤム、現在のタイのある地域。
- 161) たとえば、理事会開催国の持ちまわり制や議長国の持ち回り制などが挙げられる。
- 162) 松本忠雄「所謂極東聯盟の建設について(神川博士の高教を請ふ)」(『外交時報』昭和8年6月) 15頁。
- 163) 前掲書137頁。
- 164) 前掲「極東聯盟の実現性を論ず—松本代議士の批評に答へて—」。

- 165) 同上。
- 166) 同上 9 -10頁。
- 167) 同上。

参考文献

- 『神川彦松全集第一卷』〔『国際政治学概論』、『国際聯盟政策論』〕(勁草書房 1967-1972年)
- 『神川彦松全集第二卷』〔『近代国際政治史 (上)』、『近代国際政治史 (中)』〕
- 『神川彦松全集第三卷』〔『近代国際政治史 (下)』 第一分冊、『近代国際政治史 (下) 第二分冊』〕
- 『神川彦松全集第四卷』〔『近代国際政治史要』、『大観国際政治史』、『第一次世界大戦原因論』、他〕
- 『神川彦松全集第五卷』〔『日本外交の再出発』〕
- 『神川彦松全集第六卷』〔『日本外交の再出発』、『日本の新しいイメージ』〕
- 『神川彦松全集第七卷』〔『国際政治学研究論文』〕
- 『神川彦松全集第八卷』〔『国際政治学研究論文』〕
- 『神川彦松全集第九卷』〔『世界国際政治史時事評論文集』〕
- 『神川彦松全集第十卷』〔『日本国際政治史時事評論文集』〕